

# 千葉県警察サイバーセキュリティ対策委員会設置要綱の制定について

平成31年4月1日  
例規(サ)第12号  
警察本部長

各部長・参事官・所属長

見出しの要綱を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

別添

## 千葉県警察サイバーセキュリティ対策委員会設置要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、サイバー空間の脅威に対する警察の総合的な対処能力を強化するとともに、県警が有する人的資源及び物的資源を部門横断的かつ効果的に活用し、各種取組の調整を図る目的で設置する千葉県警察サイバーセキュリティ対策委員会の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

### 第2 委員会

#### 1 設置

県本部に、千葉県警察サイバーセキュリティ対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

#### 2 任務

委員会は、サイバー空間の脅威に関する情報を総合的に集約・分析し、別に定める千葉県警察サイバーセキュリティ戦略（以下「サイバーセキュリティ戦略」という。）について講ずべき対策の基本方針を定め、その達成を図ることを任務とする。

#### 3 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次の表に掲げる者をもって充てる。

委員長	本部長
副委員長	生活安全部長 総務部長 警備部長
委員	警務部長 刑事部長 関東管区警察局千葉県情報通信部長 生活安全部参事官兼総務部参事官兼警務部参事官兼刑事部参事官兼警備部参事官

#### 4 運営

- (1) 委員長は、必要に応じて副委員長及び委員を招集して委員会を開催するものとし、その議事を主宰する。
- (2) 委員長に事故のあるときは、副委員長がその職務を代理する。
- (3) 副委員長のうち、生活安全部長は、県警のサイバーセキュリティ総括責任者を兼務する。
- (4) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して委員会への出席を求めるこ

とができる。

- (5) 前記(1)から(4)までに定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

### 第3 幹事会

#### 1 設置

委員会に、千葉県警察サイバーセキュリティ対策幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

#### 2 任務

幹事会は、委員会を補佐し、サイバー空間の脅威に関する情報を集約・分析して、サイバーセキュリティ戦略に関する総合的な施策の企画、立案及び調整を図ることを任務とする。

#### 3 構成

幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次の表に掲げる者をもって充てる。

幹事長（サイバーセキュリティ責任者）	生活安全部参事官兼総務部参事官兼警務部参事官兼刑事部参事官兼警備部参事官
副幹事長	サイバー犯罪対策課長 情報管理課長 公安第一課長
幹事	警務課長 刑事総務課長 関東管区警察局千葉県情報通信部情報技術解析課長

#### 4 運営

- (1) 幹事会の運営は、委員会の運営の規定を準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「幹事長」と、「副委員長」とあるのは「副幹事長」と、「委員」とあるのは「幹事」と、「委員会」とあるのは「幹事会」と読み替えるものとする。

- (2) 幹事長は、県警のサイバーセキュリティ責任者を兼務し、次に掲げるサイバー空間の脅威に関する事務について必要な連携、調整等を行うものとする。

ア サイバーセキュリティ戦略に関すること。

イ 情報の集約・共有に関すること。

ウ 捜査支援及び技術支援に関すること。

エ 人材育成方策に関すること。

オ 関係機関、民間事業者・団体等との各種取組に関すること。

カ 前記アからオまでに掲げるもののほか、サイバー空間の脅威に関すること。

#### 5 報告

幹事長は、幹事会の結果を委員会に報告するものとする。

### 第4 作業部会

#### 1 設置

幹事会に、千葉県警察サイバーセキュリティ対策作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

#### 2 任務

作業部会は、幹事会を補佐し、サイバーセキュリティ戦略に関する施策の企画、立案及び調整を図ることを任務とする。

### 3 構成

作業部会は、作業部会長及び作業部会員をもって構成し、それぞれ次の表に掲げる者をもって充てる。

作業部会長（サイバーセキュリティ責任者）	生活安全部参事官兼総務部参事官兼警務部参事官兼刑事部参事官 兼警備部参事官
作業部会員	情報管理課課長補佐 警務課課長補佐 サイバー犯罪対策課課長補佐 刑事総務課課長補佐 公安第一課課長補佐 関東管区警察局千葉県情報通信部情報技術解析課課長代理

### 4 運営

作業部会の運営は、委員会の運営の規定を準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「作業部会長」と、「副委員長」とあるのは「作業部会長が指定する作業部会員」と、「委員」とあるのは「作業部会員」と、「委員会」とあるのは「作業部会」と読み替えるものとする。

### 5 報告

作業部会長は、作業部会の結果を幹事会に報告するものとする。

### 第5 庶務

委員会、幹事会及び作業部会の庶務は、生活安全部サイバー犯罪対策課において行う。